

■ 基本政策の展開

I 当面する危機を克服する「緊急政策」

1 北海道からの緊急発信

政策1

本道農業・水産業の持続・発展のため、農産物の重要品目の関税や水産物 I Q 制度* を堅持するよう、TPP*、EPA* にオール北海道で強力発信

◇ 政策の展開方向 ◇

- TPP（環太平洋パートナーシップ）協定に関しては、庁内各部が連携し、TPP参加による北海道への影響について、情報収集・分析を行い、広く情報提供・意見集約に努めるとともに、道民の合意がないまま、TPPへ参加しないよう、あらゆる機会を活用して、道としての考え方などについて、国に対し強力で要請していきます。
- 農業分野については、WTO*（世界貿易機関）やTPP・EPA（経済連携協定）の交渉如何によっては、本道農業や関連産業、さらには地域経済にまで甚大な影響を及ぼすことが懸念されることから、各交渉等の動向を注視しながら、農業交渉に関する啓発活動を展開しつつ、関係者の方々との情報共有を図るとともに、農業団体や経済団体、消費者団体など一体となり、オール北海道として適切な国境措置等がとられるよう、確固たる姿勢で交渉に臨むことを、あらゆる機会を通じて国に求めています。
- 水産物 I Q 制度の撤廃は、本道水産業に大きな影響を与えることが懸念されることから、その堅持について確固たる姿勢で交渉に臨むことを、あらゆる機会を通じて国に求めています。



◇ 取組の概要 ◇

TPP協定交渉については、庁内及び関係団体と情報を共有し、緊密な連携を図りながら、国に対して万全な対応を強く求めたほか、TPP交渉会合開催国への職員派遣などによる情報収集、TPPに関する道民の理解を促進するためのホームページによる情報発信、各種学習会等での情報提供や説明を実施してきました。また、WTOやTPP・EPAなどの国際農業交渉への対応については、イベント等における啓発活動をはじめ、本道の農林水産業の持続的な発展が図られるよう、関係団体など一体となりオール北海道で国への要望・提案活動を実施したほか、水産物関税制度等については、その堅持について国へ要請してきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ TPP協定交渉への対応

- ・情報の共有と今後の対応などを協議する「北海道TPP協定対策本部」を設置（23年11月設置 3回開催）
- ・各分野に関係する22団体で構成する「北海道TPP問題連絡会議」を設置（24年1月設置 6回開催）
- ・TPPに関する道民の理解を促進するため、懸念される道内への影響や道、関係団体、各振興局管内における取組などについて、ホームページにより情報を発信（随時）
- ・市町村や関係団体が開催する学習会等に職員を派遣し、TPP協定に関する情報提供や説明を実施（延べ38回、3,000名出席）
- ・交渉会合に関して職員を現地に派遣し、政府説明会等に関係団体とともに参加するなど、政府関係者などから情報を収集（25年度 5回派遣、26年度 3回派遣）
- ・関係団体と一体となった要請活動を実施（23年度 7回、24年度 15回、25年度 10回、26年度 5回）

◆ 国際農業交渉への対応

- ・道内学習会やイベント等において啓発活動を実施（23年度 13回、24年度 13回、25年度 18回、26年度 7回（11月末現在））
- ・北海道農業・農村の位置付けや役割に関する理解推進のための啓発冊子（23年度10,000冊、24年度～26年度

9,000冊)や幼児・小中学生向け啓発DVD(23年度3,000箇所配布)の作成、街頭啓発活動(23年度6回)を実施

- ・道や農業団体、経済団体、消費者団体などを構成員とする「北海道農業・農村確立連絡会議」として、オール北海道で国等への要望・提案活動を実施(23年度3回、24年度5回、25年度2回、26年度1回)

◆ **水産物関税制度等への対応**

- ・水産物関税制度等の堅持に向け、国へ要請活動を実施(23年度2回、24年度1回、25年度2回、26年度2回)

政策2

戸別所得補償制度*をはじめ国の政策が、本道の実情に即し、将来展望を描けるものとなり、食料自給力の向上につながるものとなるよう、北海道発の政策を提言

◇ 政策の展開方向 ◇

- 我が国最大の食料供給地域として、食料自給率の向上に最大限寄与するため、戸別所得補償制度をはじめとする国の政策が、本道の農業者・漁業者が将来展望を描けるとともに、本道の実情に沿ったものとなるように、関係機関・団体と連携して、国に積極的に政策提言します。



◇ 取組の概要 ◇

消費者から信頼される力強い本道農業・農村を実現するとともに、我が国の食料自給率の向上に積極的に寄与するため、経営所得安定対策（平成24年度まで戸別所得補償制度）をはじめ国の施策が、本道の実情に即したものとなるよう関係機関・団体と連携して、国に政策提言を実施してきました。

また、漁業経営安定対策の実施について、関係団体と連携し、事業実施主体となる北海道資源管理協議会を設立し、漁業収入安定対策事業を推進するとともに、国への制度の充実についての提案等により、26年度から養殖漁業の対策加入要件の多様化が決定されました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 国の農業施策に関する提案活動

- ・ 消費者から信頼される力強い本道農業・農村を実現するとともに、我が国の食料自給率の向上に積極的に寄与できるよう、関係機関・団体と連携して国に対し、提案活動を実施（23年度 道1回、全国知事会1回、24年度 道2回、全国知事会1回、25年度 道3回、全国知事会1回、26年度 道1回、全国知事会1回）

◆ 漁業経営の維持・安定化

- ・ 漁業所得補償対策が本道の実情に沿ったものとなるよう「北海道資源管理協議会」において、関係団体と協議・検討を実施（23年6月設置、毎月開催）
- ・ 本道における漁業経営の持続的な発展のため、制度の充実が図られるよう、関係団体等と連携し、国に対し政策提案等を実施（23年7月、11月、24年7月、24年11月、25年8月、11月）

政策3

食、環境、災害対応など、我が国のバックアップセンター機能を果たす本道の役割を発信し、予算確保や北海道特例、国の推進体制（国交省北海道局）の維持など、北海道開発を全力で推進

◇ 政策の展開方向 ◇

- 社会資本の整備をはじめ本道の将来の発展に必要な予算の確保に努めるとともに、開発予算の一括計上や北海道特例など北海道開発の枠組みの維持に努め、北海道開発を着実に推進します。
- 「バックアップ拠点構想」の実現に向け、様々な機会を捉えて、本道の担うべき機能や役割を国に対して積極的に提案していきます。



◇ 取組の概要 ◇

「国の施策及び予算に関する提案・要望」などを通じて、本道の発展に必要な施策の推進や予算の確保を図るとともに、北海道開発の枠組みの重要性について、国等に働きかけを行ってきました。

また、24年3月に、有識者懇談会等の意見を踏まえ、「バックアップ拠点構想」を策定し、構想の実現に向け、国等に積極的な働きかけを行ってきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 中央要請の実施

- ・ 道内の関係団体と連携を図りながら、国等に対し道の実情や考え方を説明するとともに、北海道開発の枠組みの堅持など施策や予算に関する提案・要望を実施（23年7月、11月、24年7月、12月、25年1月、8月、10月、11月、12月、26年7月）

◆ 「バックアップ拠点構想」の取りまとめと国への提案

- ・ 庁内検討チームを設置し、各部横断的に検討を実施（23年6月設置 随時意見交換）
- ・ 有識者懇談会を設置し、構想策定に向け、意見・提言を聴取（23年9月設置 3回開催）
- ・ 「北海道バックアップ拠点構想」を策定（24年3月）
- ・ フォーラム「強靱な国づくりと北海道の貢献」を開催（24年1月 札幌）
- ・ 構想策定過程において、国への政策提案を実施（23年7月、9月、11月、24年2月）

◆ 「バックアップ拠点構想」の実現に向けた取組の推進

- ・ 関連施策の総合的な推進を図るため、施策の推進方策を策定（24年4月、25年4月）
- ・ 関係部局による庁内連絡会議を設置し、構想の推進体制を整備（24年4月設置 随時情報交換）
- ・ 構想の実現に向け、国において必要な取組が実施されるよう、国費予算要望をはじめ、あらゆる機会を通じ提案・要望活動を実施（24年4月、7月、12月、25年1月、8月（2回）、12月）
- ・ 政府機能や本社機能等のバックアップ先としての優位性を効果的に発信
- ・ 様々な媒体（機関誌、ラジオ、雑誌等の広報媒体や会議など）を活用し、構想の趣旨や北海道の優位性を全国に発信
- ・ 道外の大災害時における救援物資の供給に関する調査を実施（24年6月～25年3月）
- ・ 本道が担うバックアップ機能の一つである「食料の安定供給」の機能強化に向け、道産農産物の産地貯蔵期間延長等に関する調査を実施（25年5月～11月）

政策4

北海道新幹線の「新青森－新函館間」の前倒しも含めた早期開業と、いまだ先行きが不透明な札幌延伸の早期着工に向けた取組を強化

◇ 政策の展開方向 ◇

- 国における整備新幹線の未着工区間の取扱いに係る検討状況を見極めながら、「新函館・札幌間」の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成、青函共用走行問題の早期解決及び「新青森・新函館間」の早期開業、幅広い観点での建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の拡充について、関係機関と緊密に連携し、国への要請活動を進めるとともに、道民一丸となった運動となるよう、普及啓発活動を強化します。
- 札幌延伸に向けた並行在来線の問題については、今後ともJR北海道や関係自治体と協議を重ね、双方の理解が得られるよう、鋭意取り組みます。
- 北海道新幹線の新函館開業に伴い経営分離される江差線（五稜郭・木古内間）については、北海道道南地域並行在来線対策協議会において、江差線における地域交通の確保方策についての方向性を決定するとともに、貨物鉄道については、輸送ネットワークが寸断されないよう関係者と連携して対処します。



◇ 取組の概要 ◇

北海道新幹線については、24年6月に札幌までの延伸が決定したところであり、札幌までの早期完成など北海道新幹線の建設促進に向けた取組や、27年度末に予定される新函館北斗開業効果の全道波及に向けた「カウントダウン・プログラム」を策定し、官民の連携による気運の醸成や東北地域等との連携した取組を推進してきました。

また、新函館北斗開業に伴い経営分離される江差線（五稜郭・木古内間）については、第三セクター鉄道会社の経営計画等を26年7月に策定し、同年8月に会社を設立するなど、開業に向けた取組を推進したほか、新函館北斗・札幌間の開業に伴い経営分離される函館線（函館・小樽間）については、道と沿線自治体で構成する北海道新幹線並行在来線対策協議会を設置し、地域交通の確保に関する協議・検討を進めてきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 国への要請活動

- ・北海道新幹線建設促進期成会による要請活動（23年度 16回、24年度 11回、25年度 11回、26年度 11回）
- ・整備新幹線関係18都道府県期成同盟会による要請活動（23年度 2回、24年度 1回、25年度 2回、26年度 2回）

◆ 札幌延伸の決定

- ・北海道新幹線新函館北斗・札幌間の工事実施計画が認可・着工（24年6月）

◆ 各種啓発活動

- ・啓発物品の配布及び北海道新幹線パネル展（23年度 留萌、網走、25年度 渡島、檜山、後志、胆振、26年4～11月 本庁32回、振興局及び市町村109回）
- ・本庁舎ロビーにおけるパネル展を開催（23年11月、24年11月、25年8月、26年4月）
- ・セブンイレブンレシート下部に新幹線札幌延伸の広報掲載（23年7月、11月）
- ・道政広報番組「ウィークリー赤れんが」による北海道新幹線開業に向けたPRを実施（25年度 2回）
- ・さっぽろ雪まつり期間中のPRを実施（26年2月）
- ・広報紙「ほっかいどう」による北海道新幹線開業に向けたPRを実施（26年3月）
- ・民間企業との協働・連携により、北海道新幹線開業PRキャラクターを活用したPRを実施（25年度 トヨタ・ビッグ・エア会場、26年度 三井アウトレットパーク札幌北広島、東急ハンズ、北海道日本ハムファイターズ、イオンシネマ江別、北海道コカ・コーラ、道銀、アサヒビール（記念ラベル発売、カウントダウン・モニュメント作成）、サッポログループ（サッポロクラシック、リボンナポリンの北海道新幹線ラベル）など）
- ・道内外における開業PRプロモーション（道内8箇所、道外3箇所）
- ・新幹線こども教室の開催（道内6圏域）

◆ 札幌延伸に向けた沿線自治体との協議

- ・後志沿線自治体調査研究会への説明（23年度 1回）
- ・渡島沿線自治体首長会議を開催（23年度 1回）
- ・新幹線駅設置市町への説明（25年度 1回）

- ・北海道新幹線建設促進連絡・調整会議の設置、開催（25年度 1回、26年度 1回）
- ・北海道新幹線建設促進北海道・札幌市調整会議の設置、開催（25年度 2回、26年度 3回）
- ◆ **新函館北斗開業に向けた取組**
 - ・「カウントダウン・プログラム」の取りまとめ（24年11月）
 - ・東北地域との連携強化を目的とした北日本交流連携フォーラムを開催（25年2月）
 - ・「北海道新幹線開業推進会議」及び「北海道新幹線開業戦略推進会議」の立ち上げ（25年3月）
 - ・北海道新幹線開業ポータルサイト「北海道新幹線開業NAVI」の立ち上げ（25年9月）
 - ・北海道新幹線開業PRキャラクター、ロゴ、キャッチフレーズの決定（25年11月）
 - ・北海道新幹線開業2年前イベント「東北・北海道新幹線交流フェスタ」を開催（26年2月）
 - ・北海道新幹線開業PR動画制作イベント「新幹線ドミノ大会」の開催（26年9月）、PR動画の制作（26年10月）
 - ・北海道新幹線開業まで（遅くても）500日前イベント（26年11月）
 - ・本庁舎、各振興局にカウントダウン・モニュメント、カウントダウン・ボードの設置（26年11月）
 - ・北海道新幹線H5系車両試験走行歓迎セレモニー（新函館北斗駅、木古内駅）（26年12月）
 - ・各地域における官民連携組織の立ち上げ（渡島、檜山、空知、胆振・日高、上川、後志）
 - ・青函共用走行区間高速走行実現協議会の設置、開催（26年4月、6月）
- ◆ **江差線（五稜郭・木古内間）の第三セクター鉄道開業に向けた取組の実施**
 - ・北海道道南地域並行在来線対策協議会において、江差線における地域交通の確保方策について、第三セクター鉄道方式とすることを決定（24年5月）
 - ・道南地域（五稜郭・木古内間）第三セクター鉄道開業準備協議会を設置し（24年5月）、27年度末の開業に向けた検討項目を協議（24年度 3回、25年度 2回、26年度 3回（予定））
 - ・協議会において、新たに設立する第三セクター鉄道会社の経営の基本的な事項を取りまとめた経営計画等を策定（26年7月）
 - ・第三セクター鉄道会社を設立（26年8月）
- ◆ **札幌延伸に伴う開業効果の波及や拡大を図る調査等の実施**
 - ・札幌開業効果を全道各地域に効果的に波及させるための方策取りまとめ及びシンポジウム等を道内6連携地域で開催（24年度）
 - ・札幌延伸による経済波及効果調査の実施（24年度）
- ◆ **函館本線（函館・小樽間）の地域交通の確保に向けた取組の実施**
 - ・北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の認可・着工を受けて、道と沿線自治体で構成する北海道新幹線並行在来線対策協議会を設置し、地域交通の確保に関する協議・検討を開始（24年9月）
 - ・北海道新幹線並行在来線対策協議会のブロック会議（渡島・後志）において、函館線（函館・小樽間）における地域交通の確保について、旅客動向調査結果や国等の支援状況などの情報提供と意見交換を実施（24年度～25年度 各1回、26年度 各1回（予定））

政策5

粘り強い北方領土返還運動で、政府の強い指導力発揮と問題の早期解決に向けた国の動きを後押しし、その礎となる隣接地域の振興を一層充実

◇ 政策の展開方向 ◇

- 政府に対し、北方領土の早期返還に向けて、毅然とした力強い外交交渉の実施について、あらゆる機会を活用し要請します。
- 道としても、国の外交交渉を後押しするため、関係団体等と連携を図りながら、啓発活動を強化するなど、返還要求運動を粘り強く推進するとともに、その礎となる隣接地域の振興対策の充実に努めるほか、北方領土在住ロシア人との相互理解を一層推進するなど問題解決のための環境整備に努めます。



◇ 取組の概要 ◇

各種啓発事業の実施により、国の外交交渉を支え、後押しする機運の醸成を図ってきました。

また、北方領土墓参事業及び元島民による団体である公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟への助成を通じて、元島民に対する援護対策の充実を図ってきたとともに、公益社団法人北方領土復帰期成同盟北方四島交流北海道推進委員会の実施する北方四島交流事業への助成を通じて、北方領土問題の早期解決に向けた環境整備の促進を図ってきました。

さらに、北方領土隣接地域振興等事業に対する助成を通じて、北方領土問題が未解決であることによる特殊事情に起因する諸問題の解決に資するための振興、啓発及び援護事業の推進を図ってきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 国に対する強力な外交交渉の要請

- ・ 政府に対し、強力な外交交渉の要請を実施

◆ 啓発活動の推進

- ・ 北方領土返還要求運動強調月間（8月）には、北方領土返還要求北海道・東北国民大会の開催や北方領土返還要求啓発街頭行進（25年度）などを実施し、北方領土の日特別啓発期間（1～2月）には、北方領土フェスティバルの開催や北方領土返還要求街頭行進（23年度、24年度）などを実施
- ・ 北方領土問題に関する取組や各種行事について、メルマガ北方領土により情報発信
- ・ 学校教育における小中学生を対象とした啓発事業「北方領土の語り部」を実施（23年度 19校、24年度 32校、25年度 27校）
- ・ コンビニでの店内放送、レシート広報など包括連携先とのタイアップによる啓発活動を実施
- ・ 店舗等でのステッカー貼付、千島桜パネル展示、バッジ頒布など千島桜を活用した機運醸成の取組を実施
- ・ 北方領土返還要求署名活動を実施（累計署名数 86,383,113筆（26年11月末現在））
- ・ ホームページやフェイスブックなどインターネットの活用により、情報発信を強化

◆ 北方領土隣接地域の振興等

- ・ 「第6期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（第6期振興計画）」（20年度～24年度）及び25年4月に策定した「第7期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（第7期振興計画）」（25年度～29年度）に基づく、地域の振興事業に対する支援を実施
（補助予算額 25年度 250,800千円、26年度 257,000千円）
- ・ 関係団体などの活動を支援するとともに、連携して啓発活動や北方四島交流などを実施
（補助予算額 25年度 16,470千円、26年度 15,790千円）
- ・ 北方四島の元居住者団体の活動を支援するとともに、連携して元島民に対する援護事業
（補助予算額 25年度 17,730千円、26年度 17,210千円）
- ・ 北方領土墓参事業を実施（23年度 2回 79名、24年度 1回 38名、25年度 3回 118名、26年度 1回 60名）

◆ 北方四島交流等の推進

- ・ 北方四島交流北海道推進委員会と連携して四島交流を推進（道内分の訪問受入 23年度 10回 383名、24年度 10回 435名、25年度 8回、372名、26年度 9回 423名）
- ・ 「北方四島交流センター（ニ・ホ・ロ）」の利用を促進（入館者数 23年度 41,056名、24年度 39,017名、25年度 38,993名）

2 医師・看護師の確保

政策6

道外からのリクルートも含めた医師不足地域への緊急臨時的な医師派遣、ドクターバンク*（熟練・女性医師を含む）や道採用による医師派遣など医師確保策を更に充実

◇ 政策の展開方向 ◇

- 医師確保が困難な地域の医療機関に対する緊急臨時的な医師派遣について、派遣元医療機関を道外にも拡大し、医師不足が深刻な地域の医療を早期に確保します。
- 北海道地域医療振興財団のドクターバンクの活用や道内外の医師を道職員として採用し、地域の医療機関へ医師を派遣するほか、地域のニーズに応じ専門性の高い医師の派遣を行います。
- 出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師のための受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入れ医療機関の紹介や育児等と勤務との両立を支援するなど、女性医師の離職防止や再就職の促進を図ります。



◇ 取組の概要 ◇

医師確保が困難な地域の医療機関に対する緊急臨時的な医師派遣については、23年度より派遣元医療機関の対象を道外にも拡大し、医師不足が深刻な地域の医療の確保に努めてきました。

また、ドクターバンクの活用や道職員医師の採用などにより、常勤医師及び短期勤務医師の確保を図るとともに、大学病院等と連携し、地域センター病院等に専門医の派遣を行ってきました。

さらに、女性医師等のお産・育児及び再就業の支援を図るため、北海道医師会、医育大学及び医療機関が実施する相談窓口の設置、復職研修及び職場環境改善に係る事業に対して助成してきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 医師不足地域への緊急臨時的な医師派遣

- ・ 道内外の都市部の医療機関から医師不足が深刻な地域の医療機関に対して、北海道医師会や北海道病院協会などの協力を得て、緊急臨時的な医師派遣を実施
(23年度 3,180日派遣、24年度 3,469日派遣、25年度 3,396日派遣、26年度 1,806日派遣 (9月末現在))

◆ ドクターバンク事業の促進

- ・ 過疎地域における医師の確保を図るため、全国から地域医療をめざす医師を募集し、全道の医療機関への就職紹介や短期派遣等を行う(公財)北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業を促進
(常勤医師の紹介成立件数 23年度 13件、24年度 15件、25年度 11件、26年度 3件 (9月末現在))
(ドクターバンク登録者数 23年度 135件、24年度 138件、25年度 144件、26年度 134件 (9月末現在))
- ・ 市町村立病院等の医師が休暇等で一時的に不在となる場合に代診・宿日直等短期診療支援医師を派遣
(23年度 派遣件数 772件、日数 2,721日 → 24年度 派遣件数 715件、日数 2,636日 → 25年度 派遣件数 811件、日数 3,009日 → 26年度 派遣件数 447件、日数 1,679日 (9月末現在))

◆ 道職員医師の採用

- ・ 地域医療をめざす医師を道職員として採用し、地域の医療機関へ医師を派遣
(23年度 1名、24年度 1名、25年度 1名、26年度 0名 (9月末現在))

◆ 女性医師等の離職防止・復職就労支援の促進

- ・ 女性医師等の勤務環境の整備等に対し補助 (23年度 8医療機関等、24年度 9医療機関等、25年度 9医療機関等、26年度 10医療機関等 (9月末現在 (見込)))

政策7

医育大学と連携し、医師不足地域に医師を派遣する「地域医療支援センター*」の機能を強化

◇ 政策の展開方向 ◇

- 医師確保が困難な自治体病院へ旭川医科大学及び札幌医科大学の教員（医師）を派遣する「地域医療支援センター」について、現行枠での派遣が十分に行われるよう医育大学と連携を強化するなど、医師不足が深刻な地域の医療を早期に確保します。



◇ 取組の概要 ◇

「地域医療支援センター」については、旭川医科大学及び札幌医科大学と連携し、医療対策協議会における協議を踏まえ、医師確保が困難な自治体立病院に対して医師派遣を行ってきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 医師不足地域における医師確保対策

- ・ 旭川医科大学及び札幌医科大学地域医療支援センターから、医師不足が深刻な地域の自治体病院に対し医師を派遣
（常勤医師の派遣現行枠 21名、医師派遣数 23年度 17名、24年度 15名、25年度 16名、26年度 14名（9月末現在））

政策8

地域医療のキーパーソン「総合内科医」を育てるため、地域の拠点病院ごとに設置している研修センターの機能を強化し、研修医の受入を拡大

◇ 政策の展開方向 ◇

- 幅広い診療能力を有し、初期救急にも対応できる「総合内科医」の養成に取り組む23病院を「総合内科医養成研修センター」に指定するとともに、研修センターの運営を支援し、研修医受入体制のより一層の充実強化を図ります。



◇ 取組の概要 ◇

「総合診療医」（26年度に名称変更）については、「総合診療医養成研修センター」（23病院）の運営を支援するとともに、普及啓発を目的としたフォーラムを開催するなど、総合診療医の養成・確保に努めてきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 総合診療医の養成・確保

- ・ 地域医療を担う医師の養成・確保を図るため、「総合診療医養成研修センター」の運営を支援し、総合診療医を養成（23年度 11病院 22名、24年度 12病院 20名、25年度 6病院 8名、26年度 9病院 10名（9月末現在（見込）））

◆ 総合診療医が地域医療を担うための仕組みづくり

- ・ 総合診療医が地域に定着するため、研修センターと地域の医療機関が連携したモデル事業の実施（26年度）

政策9

臨床経験豊富な中堅医師「指導医」を、医育大学から地域の中核病院に安定的に派遣する制度を拡充

◇ 政策の展開方向 ◇

- 医育大学から地域の中核病院への臨床経験豊富な「指導医」の派遣について、医育大学との密接な連携のもと、安定的な派遣に取り組みます。



◇ 取組の概要 ◇

「指導医」については、22年度から運用を開始した「地域医療指導医派遣システム」により、医育大学と連携し、地域の中核病院に対して安定的な派遣が行われるよう、取り組んできました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 指導医派遣システムの構築

- ・ 医育大学と連携した地域の中核的医療機関に対して安定的に指導医を派遣するシステムを推進
 - 23年度 地域への派遣 7名、派遣前トレーニング 5名
 - 24年度 地域への派遣 12名、派遣前トレーニング 4名
 - 25年度 地域への派遣 9名、派遣前トレーニング 8名
 - 26年度 地域への派遣 12名（9月末現在）

政策10

看護師の勤務環境の改善、未就業看護師の再就職支援、新人看護師の研修の充実など、不足している看護職員の確保に向けた総合的な対策を実施

◇ 政策の展開方向 ◇

- 不足状態が続いている看護職員の早期確保対策のため、働き続けられる職場環境の改善を目的とした多様な勤務形態の導入促進や未就業看護職員の再就業促進のための研修事業の充実、新人看護職員の臨床研修体制の整備など総合的な対策に取り組みます。



◇ 取組の概要 ◇

看護職員の雇用の質の向上を目指し、勤務環境の改善等を通して就業の定着や再就業の促進を図るため、院内保育所の運営に対する支援や短時間正職員制度など多様な勤務形態を導入する医療機関への支援のほか、地域センター病院等での新人や小規模病院等の看護職員の研修体制を構築してきました。

また、北海道看護協会に委託しているナースセンターの職員がハローワークに出向き窓口を設置して、未就業看護職員の就労相談や無料職業紹介を行うとともに、求人・求職合同面接会の開催や再就職支援研修等に取り組んできました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 多様な勤務形態の導入促進

- ・看護職員の多様な勤務形態の導入を促進するための研修会を開催（23年度 6回）
- ・先駆的な勤務形態を導入する病院へ助成（23年度 2病院、24年度 7病院、25年度 2病院、26年度 13病院（予定））

◆ 未就業看護職員の再就業促進

- ・未就業看護職員への看護技術、知識の講習会や相談指導、就業あっせんの実施（23年度 9回、24年度 9回、25年度 8回、26年度 8回（予定））
- ・地域の医療機関における未就業看護職員対象の研修指導者を育成するための研修会を開催（23年度）
- ・未就業看護職員を対象とした臨床実践研修を実施している医療機関の情報を周知（24年度～26年度）

◆ 新人看護職員の臨床研修体制整備

- ・新人看護職員の臨床研修を行う病院等へ研修経費を助成（23年度 132病院、24年度 147病院、25年度 149病院、26年度 165病院（予定））

3 新卒者、中高年層などの緊急雇用対策

政策11

雇用交付金を最大限活用し、地域に安定的な雇用と緊急的な一時雇用に創出

◇ 政策の展開方向 ◇

- 本道の厳しい雇用情勢の改善に向け、スピード感を持って対応するため、雇用関連交付金を最大限活用しながら、地域における安定的な雇用機会の創出と緊急的な短期の雇用機会の創出に、積極的に取り組みます。



◇ 取組の概要 ◇

地域の発展に資する事業に取組み安定的な雇用の創出を図るため、道及び市町村において「ふるさと雇用再生特別事業」（民間企業等への委託事業）を実施しました。

また、非正規労働者や中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会などを創出する「緊急雇用創出事業」の各種事業を実施しています。

◇ 主な取組 ◇

◆ 雇用創出基金事業の実施

- ・ 地域の求職者等の雇用機会を創出する「ふるさと雇用再生特別対策事業」を実施
 - 道事業 23年度 3事業 雇用創出 30名
 - 市町村事業 23年度 100事業 雇用創出 404名
- ・ 非正規労働者や中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会を創出する「緊急雇用創出事業」を実施
 - 緊急雇用創出推進事業（23年度）
 - 重点分野雇用創造事業（23年度～25年度）
 - 震災等緊急雇用対応事業（24年度、25年度）
 - 起業支援型地域雇用創造事業（25年度、26年度）
 - 地域人づくり事業（雇用拡大プロセス・雇用型）（26年度）

<実績>

・ 道事業	23年度	218事業	雇用創出	3,205名	
	24年度	241事業	雇用創出	2,082名	
	25年度	146事業	雇用創出	937名	
	26年度	84事業	雇用創出	861名	（計画 *雇用を伴う事業のみ：26年9月現在）
・ 市町村事業	23年度	1,257事業	雇用創出	6,816名	
	24年度	412事業	雇用創出	1,947名	
	25年度	520事業	雇用創出	1,916名	
	26年度	231事業	雇用創出	939名	（計画 *雇用を伴う事業のみ：26年9月現在）

政策12

一次産業や介護福祉の担い手不足の解消など、地域課題の解決につながる雇用吸収力の高い「社会的企業」を支援する道独自の制度を創設

◇ 政策の展開方向 ◇

- 一次産業や介護福祉の担い手不足の解消などの地域課題の解決につながる雇用吸収力の高い地域経済を支える多様な事業者の支援に向け、推進方策を策定します。



◇ 取組の概要 ◇

社会的企業の活動を活性化するため、全道6地域で社会的企業支援会議を開催するとともに、多様な事業者を支援する推進方策を作成しました。

また、少子高齢化が急速に進展するなか、需要の高まりが見込まれる健康長寿社会に対応したヘルスケアサービスモデルの創出と普及に取り組むほか、23年度に「地域活性化ワイド資金」を創設し、一般社団法人、NPO法人など幅広い事業者の方々が取り組む経済活動に必要な資金の融資の円滑化を図ってきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 多様な事業者を支援する推進方策の検討

- ・全道6地域で社会的企業支援会議を開催し、地域の意見を集約し、NPO法人などを支援する推進方策を検討(23年度)

◆ 多様な事業者を支援する施策の普及啓発

- ・多様な事業者を支援する推進方策を作成し、起業促進に向けた支援体制を全道へ普及するとともに、支援ガイドブックを作成(24年度)・改訂(25年度・26年度)し、普及啓発を実施

◆ ヘルスケア産業の振興

- ・健康のための運動に関する指導を核とした多角的で付加価値の高いサービスのモデルを構築(25年度)するとともに、地域で核となる事業者と市町村との連携体制の構築やサービスを担う人材の育成(26年度予定)を実施

◆ 経営安定化や財政基盤などの支援

- ・NPO法人などの起業促進に向けた支援体制を整備(全道6地域において、起業支援活動を実施)
- ・一般社団法人、NPO法人など幅広い事業者の方々が取り組む経済活動を支援するため、地域活性化ワイド資金融資制度を創設し、融資を実施
(23年7月創設 融資実績 23年度 24件155百万円、24年度 28件 183百万円、25年度 23件 157百万円)、26年度 11件 51百万円(10月末現在)

○ 地域活性化ワイド資金融資制度(23年7月創設)

本道経済の活性化や雇用の創出への寄与が期待される公益社団法人・公益財団法人やNPO法人など、幅広い事業者の方々が取り組む経済活動を支援するため、金融機関、信用保証協会及び道などが連携して、取扱金融機関を窓口 to 北海道信用保証協会の保証付きの事業資金を融資する制度です。

【制度の概要】

融資対象者	・公益社団法人・公益財団法人 ・社会福祉法人 ・農業分野へ進出する中小企業者等	・NPO法人	・一般社団法人、一般財団法人
融資期間	10年以内	7年以内	7年以内
融資金額	8,000万円以内 (うち運転資金3,000万円以内)	1,000万円以内 (一定の場合2,000万円以内)	1,000万円以内
資金使途	事業資金		
融資利率	金融機関所定の利率		

政策13

雇用環境が特に厳しい地域での若者の正規雇用を増やすため、道独自の中小企業向け雇用奨励金制度を創設

◇ 政策の展開方向 ◇

- 若年者（39歳以下）の雇い入れを伴う新規開業や新事業展開を行う中小企業等に対して補助金を交付するとともに、若年者の雇い入れの状況に応じた奨励金を支給する制度を創設することで、地域における若年者の雇用の創出を促進します。



◇ 取組の概要 ◇

23年8月に、雇用環境が厳しい地域において、若年者の正規雇用を増やすため、2名以上の若年者の雇い入れを伴う中小企業者等が行う新規開業、新事業展開を支援する「地域若年者雇用奨励事業」を創設しました。また、23年度から26年度の4箇年で補助金・奨励金を交付するとともに、好事例等の情報提供を行い、地域における若年者の雇用の創出を図ってきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 「地域若年者雇用奨励事業」の創設・実施

- ・ 2名以上の若年者の雇い入れを伴う新規開業、新事業展開を行う中小企業者等に補助金・奨励金を交付する「地域若年者雇用奨励事業」を創設し、事業を実施（23年8月創設、認定事業計画 23年度 22件、24年度 45件、25年度 33件）

◆ 好事例等の情報提供

- ・ 雇用創出の取組に関する好事例等の情報提供を行い、事業者の取組を喚起

政策14

地域の若年未就業者を振興局の臨時・地域づくり応援職員として採用し、市町村の要請に応じ地域づくりなどに派遣

◇ 政策の展開方向 ◇

- 地域の若年未就業者を道の臨時職員として任用し、市町村からの要請に応じ、地域活性化に資する地域イベントなどへの人的支援を行う地域づくりのサポート体制を構築します。



◇ 取組の概要 ◇

新規学卒未就職者などを道の臨時職員として任用し、企業等に早期に就職できるよう、就職活動に役立つ研修を実施しました。

また、地域課題の解決や地域資源の磨き上げのため、課題ごとに振興局関係職員等を派遣する短期業務対応派遣制度（地域にどんどん飛び出し隊）を創設し、積極的に地域への派遣を行い、地域にこだわる道政を推進してきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 新規学卒未就職者などを道の臨時職員として任用、地域イベントへの参画

- ・新規学卒未就職者及び東日本大震災により被災した学卒者（23年度 21年3月～23年3月卒、24年度 22年3月～24年3月卒、24～25年度（またぎ事業） 23年3月～25年3月卒）を対象に道の臨時職員として任用（23年度 150名、24年度 122名、24～25年度 30名）
- ・地域イベントの参画を通じて、社会人として就職することの意義を理解することを目的に、「地域活動研修事業」を実施（23年4～10月、各振興局で計38回実施、24年度 各振興局で計31回実施、24～25年度 各振興局で18回実施）

◆ 市町村への短期業務対応派遣制度の創設・運用

- ・市町村からの要請などに応じ、地域活性化に資する地域イベントの企画や準備などに振興局職員を短期派遣しサポートする体制（地域にどんどん飛び出し隊）を構築し、市町村への職員派遣を実施（派遣件数・人数 23年度 99件 565名、24年度 81件 566名、25年度 103件 653名）

<主な派遣業務実績>

- ・市町村が主催する地域イベントの企画段階からの参画
- ・地域づくり連携会議のフォローアップ
- ・複数市町村にまたがる広域的な観光振興に対する支援
- ・市町村の計画等策定への支援
- ・市町村におけるまちづくりの取組への参画
- ・地域重点プロジェクトの推進 など

○ 地域にどんどん飛び出し隊

地域の实情に即した地域づくりを効果的に進めていくためには、道職員が今まで以上に地域に積極的に出向いて、よりきめ細かに地域課題や地域活性化の「種」・「芽」を把握し、市町村との緊密な連携により、地域発の「北海道価値」の創造・推進を図ることが求められています。

こうした地域にこだわる道政を展開するため、振興局長裁量による短期業務対応派遣制度として「地域にどんどん飛び出し隊」を、23年度から新たに創設しました。

政策15

高校生、大学生、若年未就業者などを対象とするインターンシップ*受入企業を1,000社以上に拡大するなど、円滑な就業を促進

◇ 政策の展開方向 ◇

- 全道の高等技術専門学院*及び障害者職業能力開発校が一体となり、個々の施設が持っている情報を活用し、インターンシップ受入企業の開拓を推進します。
- 新たに開拓したインターンシップ協力企業の情報を高校、大学等に提供し、早期の有効活用を働きかけるとともに、中小企業等に対する受入ノウハウの提供支援など、就業支援に取り組みます。
- 道立高等学校及び道立中等教育学校において、望ましい勤労観・職業観の育成をめざすインターンシップを効果的に実施するため、地域や企業等の理解・協力の促進に向け経済団体等への要請活動を行います。



◇ 取組の概要 ◇

インターンシップの実施や受入企業の開拓を図るため、各高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の設置地域にある関連企業などを訪問し、協力要請を行ったほか、インターンシップ受入協力企業リストを高等学校・大学・専門学校等へ提供し、活用についての働きかけや活用状況の取りまとめなどを行ってきました。

また、高等学校及び中等教育学校のインターンシップについては、職業学科の生徒は全員、その他の学科の生徒はできるだけ多くの生徒が体験することを目標として推進するとともに、産学官の連携のもと、地域や企業などと連絡調整を図りながら、情報の共有・啓発を通じ、相互に有益・多様な取組を進めてきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校生のインターンシップの実施

- ・高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校生が訓練期間中に自らの専攻、将来のキャリア形成に関連した就業体験を実施（23年度 8学院(校)33訓練科 408名、24年度 8学院(校)37訓練科 401名、25年度 8学院(校) 37訓練科 409名）

◆ インターンシップ受入協力企業の情報提供等

- ・新たに開拓したインターンシップ受入協力企業（2,079件）の情報を高校・大学等に提供し、有効活用を促すとともに活用状況の報告を依頼（23年4月）
- ・23年度の活用状況を取りまとめるとともに、継続的な有効活用を働きかけ（23年12月、24年7月）
＜インターンシップ受入協力企業リスト活用状況＞
23年度 活用学校(高校、短大、大学) 68校、実施企業 165事業所、体験者 延べ400名、延べ1,059日
25年度 活用学校(高校、短大、大学、専門学校) 147校、実施企業 420事業所、体験者 延べ1,395名、延べ4,501日

◆ インターンシップ実施方法の検討

- ・中小企業等にとって効果的なインターンシップの実施方法などについて活用状況を踏まえ「ジョブカフェ」と意見交換（23年度 2回、25年度 1回）

◆ 道立高等学校及び道立中等教育学校におけるインターンシップの充実

- ・高校生インターンシップ推進事業における経済団体等への協力を要請（23年7月 経済団体等10団体、24年7月 経済団体等9団体、25年7月 経済団体等9団体）

◆ 中小企業におけるインターンシップ取組拡大の支援

- ・インターンシップ促進事業により受入協力企業数のさらなる開拓（1,377件）及びモデル事業を行い、関係機関・学校へリストを提供（24年度）し、活用状況を調査（25年度～）

政策16

「ジョブカフェ*」「ジョブサロン*」の機能充実やハローワークとの連携強化によりミスマッチ*解消や成長・人手不足分野への誘導を進め、若年者と中高年者の円滑な就職をサポート

◇ 政策の展開方向 ◇

- 広域的なサービス支援の提供や利便性の向上が図れるよう速やかに「ジョブカフェ」の機能を充実するとともに、ジョブカフェ登録企業の活用などにより、ミスマッチ解消や成長・人手不足分野への誘導を進め、若年者の円滑な就職をサポートします。
- 適職診断やカウンセリングに加え、就職支援セミナーを実施するなど速やかに「ジョブサロン」の機能充実を図るとともに、地域展開を進め、中高年者の再就職を支援します。



◇ 取組の概要 ◇

ジョブカフェ北海道及びジョブサロン北海道では、若年者及び中高年者の就職を支援するため、カウンセリングやセミナーといった就職支援サービスを提供してきており、24年度からはジョブカフェとジョブサロンの一体的な運営を開始するとともに、道内5地域に設置するジョブカフェ・ジョブサロン北海道の地方拠点に常駐のカウンセラーを配置し、サービスの向上を図ってきました。

また、24年12月に道と北海道労働局で締結した「北海道雇用対策協定」に基づき、25年からジョブカフェ・ジョブサロン北海道とハローワークによる若年者就職支援の一体的な実施を開始し、カウンセリングからマッチングまでの総合的な就職支援サービスを提供してきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ ジョブカフェ北海道の機能充実

- ・ カウンセリング等就業支援サービスを実施
 - 23年度 新規登録者14,232名、延べ利用者47,652名、カウンセリング¹ 15,190名、就職内定者6,311名
 - 24年度 新規登録者12,965名、延べ利用者45,939名、カウンセリング¹ 15,667名、就職内定者6,331名
 - 25年度 新規登録者14,080名、延べ利用者44,221名、カウンセリング¹ 15,142名、就職内定者6,337名
 - 26年度 新規登録者11,178名、延べ利用者30,092名、カウンセリング¹ 9,686名、就職内定者4,512名(11月末現在)
- ・ 卒業後3年以内の未就職者の早期就職を支援するため、地方拠点対面カウンセリングを実施(地方拠点対面カウンセリング利用者 23年度 2,216名、24年度 2,690名、25年度 2,781名、26年度 2,756名(11月末現在))

◆ ジョブサロン北海道の機能充実

- ・ カウンセリング等就業支援サービスを実施
 - 23年度 新規登録者 1,052名、延べ利用者 7,165名、カウンセリング¹ 2,853名、就職内定者 496名
 - 24年度 新規登録者 1,248名、延べ利用者 9,614名、カウンセリング¹ 3,521名、就職内定者 599名
 - 25年度 新規登録者 1,407名、延べ利用者 8,837名、カウンセリング¹ 3,124名、就職内定者 511名
 - 26年度 新規登録者 1,043名、延べ利用者 6,536名、カウンセリング¹ 2,308名、就職内定者 406名(11月末現在)
- ・ 道内主要5都市での巡回カウンセリングの実施や、職場実習などに協力いただける応援企業を開拓(巡回カウンセリング利用者 23年度 324名)

◆ 地方拠点機能の充実

- ・ ジョブカフェ・ジョブサロン北海道(24年度からジョブカフェ事業とジョブサロン事業を統合)の地方拠点(函館、旭川、釧路、帯広、北見)にカウンセラーを常駐配置し、若年者から中高年求職者に対して、きめ細かなカウンセリング等を実施(24年度～)

◆ ジョブカフェとわかものハローワーク等の連携強化

- ・ 道と北海道労働局との雇用対策協定に基づきジョブカフェとわかものハローワークが行う若年者支援施策を一体的に実施(24年度～)
- ・ ジョブカフェ地方拠点においても、地元のハローワークと一体的な取組を実施(25年度～)

4 地域を支える中小企業の支援

政策17

中小企業の経営基盤の強化や経営多角化、食・観光・健康など成長が期待される分野への挑戦を支援する新たな融資制度を創設

◇ 政策の展開方向 ◇

- 今後の成長が期待できる、食、観光、健康などの分野での事業活動に必要な資金の円滑化を図るため、融資制度の創設に向けた取組を進めます。
- セーフティネット貸付や震災等関連特別貸付など融資制度の不断の見直しにより、震災による中小企業者への影響の緩和に向けた金融支援を行います。



◇ 取組の概要 ◇

道の融資制度である「中小企業総合振興資金」により、中小企業者の方々が経営基盤の強化や事業の活性化を促進するために必要な資金の融資の円滑化を図ってきました。

また、「ほっかいどう産業振興ビジョン」（23年12月策定）において、北海道が優位性を持ち、今後の成長が期待されるものとして示された分野へ事業進出や事業拡張などを行う中小企業者の方々を対象とした融資制度を24年度に創設したほか、中小企業の資金繰りの円滑化に一定の役割を果たしてきた中小企業金融円滑化法の25年3月末での終了を踏まえ、認定経営革新等支援機関の支援を受けながら自ら経営改善を図ろうとする中小企業者の方々を対象とした「経営力強化貸付」を25年2月に創設しました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 融資制度の創設

- ・「ほっかいどう産業振興ビジョン」（23年12月策定）において本道が優位性を持つと定められた分野での経済活動を支援するため、融資制度の創設に向けた検討を実施（23年度）
- ・本道が優位性を持ち、今後成長が期待される「食」、「観光」、「国際」、「環境・エネルギー」の分野を対象とした貸付を新設（24年度）
- ・中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、金融と経営支援の一体的な取組を促進し、中小企業の経営力の強化を図るため「経営力強化貸付」を創設（25年2月取扱開始）

◆ 資金調達の円滑化

- ・中小企業総合振興資金による融資を実施

< 融資件数・金額 >

23年度 9,277件 109,402百万円

24年度 8,384件 96,380百万円

25年度 7,540件 79,750百万円

26年度 4,027件 39,368百万円（10月末現在）

政策18

少量生産でもキラリと光る「メイド・イン・北海道」商品の開発に向け、道立総合研究機構などによる技術支援や共同研究を推進

◇ 政策の展開方向 ◇

- 北海道立総合研究機構が道内企業等との連携のもとで実施する相互の技術や知見を活用した共同研究や企業等からの依頼に応じた技術支援の取組を支援します。
- 中小企業と大学等が連携した技術開発への助成や公設試験研究機関・企業等が連携した研究開発への支援により、新たな商品開発などを加速します。



◇ 取組の概要 ◇

道内産業の高度化や経済の活性化等を図るため、道では、道立総合研究機構が行う道内企業等との共同研究や技術相談、依頼試験等の技術支援などが円滑に進められるよう、法人の運営や施設整備の支援を行ってきました。

また、道立総合研究機構と地域の公設試験機関等が連携して、食品や食関連機械に関する研究開発を実施してきたほか、道と地域の産業支援機関が連携し、地元中小企業等に対し、地域の特性やニーズに即した新技術、新製品の開発等に必要な技術支援を実施し、地域の産業力の強化を図ってきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 北海道立総合研究機構の運営支援

- ・道総研と道内企業との連携強化による事業展開が図られるよう、運営に必要な資金を措置
- ・老朽化した施設の整備等に向けた支援を実施

◆ 食関連「知の地域づくり」推進事業の実施

- ・道総研、道内6地域の公設試験研究機関などで構成する「技術開発研究会」を設置し、研究開発の課題や推進方向等を検討（23年9月設置 2回、24年度 1回開催）
- ・道内6地域において、9件の研究開発テーマを実施（23年度、24年度）
 - 道央地域：農業機械のIT組込み技術による通信・制御システムの高度化
 - 渡島地域：マーケットニーズに基づいた地域水産発酵食品の品質の高度化
 - 旭川地域：じゃがいも一次加工の高度化システムの開発
 - オホーツク地域：オホーツク農水産物を利用した発酵醸造食品の開発
 - ダメージフリースイートコーン収穫機の開発、耕運機タイプ和製ハッカ用除草機の開発
 - 十勝地域：地場産小麦の加工適性評価に基づく加工食品の開発
 - 太陽光エネルギーで走行する農業機械の要素技術の開発及び高出力新型機種の開発
 - 釧路地域：鮮魚の前処理機械の開発

◆ 道産研究シーズを活用した技術開発の実施

- ・道総研が有する研究シーズを活用し、東北地域等の復旧等、復興を支援するため、道総研が東北地域等の公設試との連携により、被災地の課題解決につながる技術の開発等を実施（24年度）

◆ 「地域のものづくり産業力強化対策事業」の実施

- ・地域産業支援機関（7機関）による技術開発プロジェクトの推進や技術コーディネートの強化により、地域特性に応じた新技術・新製品の開発等を実施（技術開発プロジェクト 25年度 18件、26年度 22件）

政策19

道の工事、役務、物品等の契約において、地場中小企業の受注機会を拡充

◇ 政策の展開方向 ◇

- 「中小企業者等の受注機会の確保に関する推進方針」（平成15年度策定）に基づき、国の出先機関や市町村とも連携を図りながら、物品等の発注に当たって一般競争入札を行うに際しては、地域の実情に応じた適切な地域要件を設定するなど、中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めます。
- 公共投資の推移や発注状況等を勘案しながら、発注標準等の見直しを行うなど、中小建設業者の受注機会の確保・拡大に努めます。



◇ 取組の概要 ◇

「23・24年度及び25・26年度の競争入札参加資格による入札の実施」については、22年12月に改正した発注標準等に基づく資格者の格付や、25・26年度競争入札参加資格の発注標準等に基づく資格者の格付により、制限付一般競争入札や指名競争入札を実施してきました。

また、「発注標準等の見直し」については、23・24年度の入札契約状況等を踏まえ、資格等級に対応する契約の工事予定価格を24年12月に決定するとともに、25年度の入札契約状況等を踏まえ、資格等級に対応する契約の工事予定価格や等級の格付基準等の見直しの検討をしてきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 発注実績の検証や課題の整理等

- ・ 庁内各部署で構成する推進組織にワーキンググループを設置し、発注実績の検証や課題の整理、具体的な対応策を検討（23年12月設置 23年度 2回開催、24年度 2回開催、25年度 2回開催、26年度 1回開催）
- ・ 中小企業者等の受注機会の確保・拡大について、道庁の全部局に通知するとともに、道内の国の機関、市町村等に要請
（23年度 4、9、10、3月 24年度 4、7、12月 25年度 4、5、7、2月 26年度 4、7、8月）
- ・ 国、市町村に対し、道における官公需の取組などを紹介する説明会を開催
23年7月 札幌、旭川、室蘭、帯広
24年7月 札幌、旭川、函館、釧路
25年7月 札幌、旭川、帯広、函館
26年7月 札幌、旭川、函館、釧路

◆ 23・24年度及び25・26年度の競争入札参加資格による入札の実施

- ・ 22年12月に改正した発注標準等に基づく資格者の格付により、制限付一般競争入札や指名競争入札を実施
- ・ 25・26年度競争入札参加資格の発注標準等に基づく資格者の格付けにより、制限付一般競争入札や指名競争入札を実施

◆ 発注標準等の見直し

- ・ 23年度及び24年度の入札契約状況等を踏まえ、資格等級に対応する契約の工事予定価格（24年12月決定）や等級の格付基準等（25年3月決定）の見直しを検討
- ・ 25年度の入札契約状況等を踏まえ、資格等級に対応する契約の工事予定価格や等級の格付基準等の見直しを検討

政策20

道路の維持・パトロールも含め、地域の実情にあった発注方法や入札システムの一層の改善を推進

◇ 政策の展開方向 ◇

- 道路維持、道路パトロール、道路除雪業務をはじめとした維持管理業務について、作業の効率化や労働者の通年雇用等に寄与する通年・一括発注化をさらに進めます。
- 道発注の公共工事等における入札契約制度については、建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている地域建設業の経営環境に十分配慮しながら、「入札契約制度の適正化に係る取組方針」（平成19年度策定）に基づき、公正な競争の促進や適正な施工の確保など、一層の適正化に向けた改善に迅速かつ適切に取り組みます。



◇ 取組の概要 ◇

維持管理業務の通年・一括発注については、23年度から公物管理パトロールワーキンググループにおいて検討、及び業務処理要領等の整理を進めるとともに、24年度には河川等維持業務・河川等パトロール業務の委託化に併せ、道路維持業務・道路パトロール業務を合わせた4業務について一括発注を開始しました。

また、「公共工事等に係る入札契約制度の適正化の取組」については、総合評価方式の適用範囲及び評価基準等の見直しや建設工事請負標準契約書式を改正したほか、入札制度を巡る議論などを踏まえながら、「入札契約制度の適正化に係る取組方針」に基づき、入札契約制度の適正化の取組を推進してきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 道路維持管理業務の通年・一括発注化の推進

- ・ 25年度以降の通年・一括発注化に向けた検討を実施
(公物管理パトロールワーキンググループ開催 23年度 13回、24年度 7回、25年度 5回、26年度 1回 (9月末現在))

◆ 河川維持・パトロールの一括発注の実施

- ・ 一括発注の実施
(公物管理パトロールワーキンググループ開催 23年度 13回、24年度 7回、25年度 5回、26年度 1回 (9月末現在))

- ・ 河川等維持、河川等パトロールの一括発注の実施

◆ 公共工事等に係る入札契約制度の適正化の取組

- ・ 総合評価方式の適用範囲及び評価基準等について見直しを実施 (23年度～25年度)
- ・ 建設工事請負標準契約書式を改正 (23年3月)
- ・ 道内の建設業界の動向や入札制度を巡る議論などを踏まえながら、「入札契約制度の適正化に係る取組方針」に基づき、入札契約制度の適正化の取組を推進 (23年度～25年度)

政策21

建設業の経営の合理化や多角化、新分野進出を加速するため、金融・財政・技術支援を充実

◇ 政策の展開方向 ◇

■ 合併や協業化による体質強化、本業以外の新分野の展開を加速するため、「北海道建設産業支援プラン」（平成20年3月策定）に基づき、地域建設業協会等、建設業団体が取り組む新分野進出や本業強化のための企業連携等の取組を支援するとともに、個々の建設業者に対する新分野進出の取組への助成や融資、人材開発などの各種支援を行います。



◇ 取組の概要 ◇

建設産業振興のための推進計画について、前プランの検証を行い「北海道建設産業支援プラン2013」を25年3月に策定したほか、本業強化・経営多角化への支援のため、中小企業診断士などによる専門相談の実施、経営改革等を内容としたセミナーや技術力向上を図るための講習会の開催などを行ってきました。

また、新分野進出の取組に対する支援として、支援施策等の情報提供、事業資金への補助などを行ったほか、若年労働者の入職促進のため、教育機関と建設業団体等との意見交換会の開催、高校生を対象としたインターンシップの推進、建設業団体等と連携し、建設産業の役割や重要性の情報発信などに取り組んできました。

さらに、中小企業総合振興資金「建設業等新分野進出特別貸付」により、建設業の方々が新たな事業分野への進出や事業転換を行うために必要とする資金の融資の円滑化を図ってきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 「北海道建設産業支援プラン2013」の策定

・ 本道の建設産業が、様々な変化に柔軟に対応し持続・発展を遂げ、地域の経済・雇用を支えるとともに、地域の安全・安心を担い、地域と連携して活力ある地域づくりに大きな役割を果たしていけるよう建設産業の進むべき方向性と道の支援施策を総合的に取りまとめた「北海道建設産業支援プラン2013」を策定（25年3月）

◆ 「北海道建設産業支援プラン」及び「北海道建設産業支援プラン2013」に基づく支援

・ 23年度、24年度は「北海道建設産業支援プラン」（推進期間：20年度～24年度）、25年度、26年度は「北海道建設産業支援プラン2013」（推進期間：25年度～29年度）に基づき建設業者の取組を支援

・ 建設業振興に係る総合的な相談・支援、啓発などを行う「建設業サポートセンター」を運営（相談件数 23年度 114件、24年度 52件、25年度 50件、26年度 25件（9月末現在））

・ 専門家（23年度、24年度は中小企業診断士、25年度、26年度は中小企業診断士及び公認会計士）による建設業本業の強化や経営多角化など経営に関する専門相談を実施（相談件数 23年度 55件、24年度 38件、25年度 36件、26年度 19件（9月末現在））

・ 中小企業診断士などの専門家を地域に派遣し、経営診断、経営戦略等の指導を行い建設業者の経営改革の取組を支援（23年度 42件、24年度 30件、25年度 25件、26年度 8回（9月末現在））

・ 地域において支援施策説明会を開催（23年度 14回、24年度 14回、25年度 12回、26年度 13回）

・ 建設業協会等が実施する新分野への参入や本業強化の促進の取組などに助成（23年度 12件、24年度 6件、25年度 5件、26年度 4件（9月末現在））

・ 中小建設業者等の新分野進出及び新事業展開の取組に助成（23年度 8件、24年度 4件、25年度 5件、26年度 2件（9月末現在））

・ 新分野に進出した中小建設業者等が抱える課題の解決を図るため、販路開拓をテーマとするセミナー、個別相談会を開催（24年度 6回、25年度 4回、26年度 5回（予定））

・ 新分野進出に対する補助金を受けた企業のフォローアップを実施（23年度 24件、24年度 20件、25年度 22件、26年度 8件）

・ 新分野進出を模索・検討する中小建設業者等に専門家で構成する委員会が適合進出分野の提案やビジネスプラン策定等を支援（23年度 7件）

・ 若年労働者の確保に向けた教育機関と建設業団体との意見交換会の開催（25年度 3箇所、26年度 4箇所（9月末現在））

◆ 新分野進出の取組に対する支援

・ 中小企業総合振興資金「建設業等新分野進出特別貸付」により、新分野進出の取組に対する融資を実施（23年度 2件 64百万円、24年度 2件 43百万円、25年度 0件、26年度 0件（10月末現在））

5 海外からの誘客・投資促進、輸出拡大

政策22

中国をはじめ成長する東アジアの大都市をターゲットに、本道の観光・物産の魅力を強力にアピールするアンテナショップや情報発信・ビジネスサポート拠点を設置するほか、インターネット販売も促進

◇ 政策の展開方向 ◇

- 東アジア地域などをターゲットに、海外のメディアを有効に活用しながら、外国人観光客の誘致活動を推進します。
- 道産品及び北海道観光の海外市場獲得をめざすため、成長の著しい中国・上海市に、中国への情報発信・ビジネスサポート機能強化に向けた道の拠点となる「北海道上海事務所（仮称）」を設置します。
- 道内企業の海外販路拡大を支援するため、東アジア市場における海外ネット通販等の無店舗販売、海外アンテナショップなどのモデル事業を通じて、新たな流通ルート開拓を促進します。



◇ 取組の概要 ◇

外国人観光客の誘致促進のため、国際旅行博への出展、海外からの旅行関係者、マスコミ等の招へい、観光ミッションの派遣などを実施してきました。

また、23年度に北海道上海事務所を設置したほか、25年度には新たにバンコクに職員を派遣するなど、ソウル事務所等、道内企業の現地事務所とともに、東アジア、ASEAN地域におけるネットワークの充実に努めてきたほか、現地メディアやアンテナショップを活用した道産品のプロモーションに取り組み、道内企業による新たな流通ルートの開拓を支援してきました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 東アジア地域等をターゲットとした外国人観光客の誘致

- ・国際旅行博覧会出展
 - 23年度 韓国、香港、中国、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア
 - 24年度 韓国、香港、中国、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア、豪州
 - 25年度 韓国、香港、中国、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア、豪州
 - 26年度 韓国、香港、中国、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア、豪州、インドネシア（予定）
- ・マスコミ等の招へい
 - 23年度 韓国、香港、中国、台湾など
 - 24年度 韓国、中国、台湾、シンガポールなど
 - 25年度 韓国、香港、中国など
 - 26年度 韓国、香港、中国、シンガポール、タイ、インドネシアなど（予定）
- ・観光ミッション団の派遣（23年度 台湾、24年度 韓国）

◆ 東日本大震災の影響により大幅に減少した外国人観光客の回復に向けた対策

- ・マスメディアを有効活用した観光誘客キャンペーン（23年 韓国、香港、中国、台湾、シンガポール）
- ・台湾へのタンチョウ寄贈に併せた観光プロモーション（23年 10月）
- ・韓国ソウル市との友好交流提携一周年に併せた観光プロモーション（23年 11月）
- ・中国における「北海道上海事務所」開設に併せた観光プロモーション（23年 12月）
- ・北海道の安全性のPRや旅行商品販売促進等の取組実施（24年度 韓国、香港、中国、台湾、シンガポール、25年度 韓国、香港、シンガポール）
- ・富裕層をターゲットとした誘客活動の実施（24年度 中国、英国）
- ・韓国における食と観光プロモーション（24年 5月）

◆ 誘致対象国の旅行市場や旅行形態に応じた戦略的な宣伝誘致活動の展開

- ・リピーター率の高い国・地域に対し、北海道の新たな魅力を発信（25年度 韓国、香港、台湾、シンガポール）
- ・特定の目的を持った旅行者層に対するプロモーションの実施（25年度 スキー、サイクリング、写真、26年度 スキー、ウェディング、サイクリング（予定））
- ・ラグジュアリー層向け商談会への出展及び招へい事業の実施（25年度 中国、シンガポール、タイ 26年度 上海）

- ・成長市場や新市場開拓に向けたプロモーションの展開（25年度 中国、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、インド、26年度 中国、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム（予定））
- ◆ **北海道上海事務所の開設**
 - ・中国における道の拠点「北海道上海事務所」を開設（23年12月）
- ◆ **北東北三県・北海道ソウル事務所、現地企業への職員派遣**
 - ・韓国において、青森県、岩手県、秋田県と合同で「北東北三県・北海道ソウル事務所」を運営
 - ・北洋銀行大連駐在員事務所、JTBタイランド(25年8月～)、北海道銀行ウラジオストク駐在員事務所（26年3月～）に道職員を派遣
- ◆ **海外ネット通販やアンテナショップなどのモデル事業の実施**
 - ・海外ネット通販等の無店舗販売、海外アンテナショップなど新たなルート開拓に向けたモデル事業を実施（23年度 ネット通販（台湾）、アンテナショップ(シンガポール)）
 - ・東アジア地域における道内企業の海外販路拡大に向けて、シンガポールの既存店舗及び台湾のオンラインショップを活用し、新規商品のテストマーケティングを実施（24年度）
 - ・海外バイヤー向けに「北海道の食」に関する見本市サイトをインターネット上に開設し、道産食品のPRを行うとともに、掲載商品に対する照会の仲介・翻訳や輸出手続きの代行等、商談成立に向けた各種支援を合わせて実施（25年度）
 - ・シンガポールのアンテナショップと現地の北海道情報を発信するテレビ番組を連動させたプロモーションの実施（25年度・26年度）
 - ・海外メディアと連携し経済の国際化をリードする人材を業種横断的に育成するとともに、企業における国際ビジネス担当者を育成（26年度）
- ◆ **台湾での物産プロモーションの実施**
 - ・本道との一層の経済交流の取組が期待される台湾における道産品の販路の拡大と定着を図るため、現地百貨店等と連携した物産プロモーションを実施（24年度）
- ◆ **「クール・HOKKAIDO」の推進**
 - ・成長著しいアジアを対象に、北海道のイメージを効果的に発信するビジネスモデルを構築するため、海外に情報発信拠点を設置する「モール型事業」と海外テレビ局と共同で情報発信番組を制作する「国際共同制作型事業」を実施（25年度）
 - ・地域の様々な資源やアイデアを活かした連携の促進に向け、食や観光、ものづくり、IT、芸能、プロスポーツ、メディアやクリエイターなど、海外への発信力を生み出す幅広い分野の関係者で構成されるネットワークを立ち上げ（26年度）
- ◆ **道内食品製造業者の海外展開支援**
 - ・海外の有望市場をターゲットに、現地市場に精通する人材の育成、現地市場に合わせた商品改善、現地のメディア等と連動した「北海道ブランド」のプロモーション、道内金融機関の現地拠点と連携した支援活動を実施（25年度・26年度）

政策23

国際会議やイベント、研修・報奨旅行など、観光や輸出などへの影響も期待される「MICE*」などによる観光振興を図るため、国の戦略地区指定も視野に入れ、道や市町村、関係国体が一体となった取組を推進

◇ 政策の展開方向 ◇

- 道外・国外の多くの方々の来道につながる国際会議やコンベンションの誘致を促進するため、国のMICEの取組を注視しながら、地域と一体となり、情報発信や誘致活動などの取組を推進します。
- 官民一体による「北海道国際会議等誘致推進会議」の活動を推進し、政府主催の国際会議等の開催情報の収集や、関係省庁等に対する要請活動、北海道の様々な情報を広く発信するなど、国際会議等の誘致に積極的に取り組みます。
- 東アジア地域の外資系企業や華人系企業などで盛んなインセンティブ旅行*を誘致します。



◇ 取組の概要 ◇

国際会議やコンベンション等の誘致を図るため、地域と一体となって、コンベンションを主催する団体に対して、見本市への出展によるPRや関係者を迎える懇談会・商談会を開催するなど積極的なプロモーションを行うとともに、誘致促進のための支援を実施してきました。

また、道内での開催が可能な国際会議の情報収集を行い、関係省庁や主催者などへの誘致活動を実施するとともに、会議の開催機会を活用して出席者や報道関係者を対象に食や観光などの魅力を効果的に発信し北海道の認知向上に努めました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 国際会議やコンベンション等MICEの道内への誘致

- ・ 道内5都市（札幌、旭川、函館、北見、釧路）と連携した国際会議やコンベンションなどの誘致を促進
北海道MICE懇談会・商談会を実施（各年11月 東京）
国際ミーティング・エキスポ（IME）への出展（各年12月 東京）
- ・ 北海道コンベンション誘致促進事業費補助金による助成
2011年度国際機能性食品学会大会（23年11月 札幌）
第16回均一系不均一系触媒国際会議（25年8月 札幌）
第20回ディスプレイ国際ワークショップ（25年12月 札幌）
第26回有機金属化学国際会議（26年7月 札幌）
アジア・太平洋地球化学学会（26年7月 札幌）
第11回ニューエソロジー国際会議（26年8月 札幌）
第9回国際反芻動物生殖科学シンポジウム（26年8月 帯広）
8th Asian Rock Mechanics Symposium（26年10月 札幌）

◆ 北海道国際会議等誘致推進会議による国際会議の誘致

- ・ 北海道で開催可能な国際会議の情報収集・分析を進め、「北海道国際会議等誘致推進会議」などと連携を図りながら関係省庁や国際会議主催者などへの誘致活動を官民一体となって実施
<誘致活動により道内開催が決定した会議>
第15回日・オーストリア21世紀委員会（23年5月 小樽）
国際微生物連合2011会議（23年9月 札幌）
第5回日中航空政策対話（24年6月 釧路）
BAI 2012（International Conference on Business and Information）（24年7月 札幌）
第13回北東アジア港湾局長会議・北東アジア港湾シンポジウム（24年10月 小樽、札幌ほか）
第27回日韓観光振興協議会（24年11月 函館）
第8回日中韓賢人会議（25年7月 洞爺湖）
第4回日中韓ユース・フォーラム（25年9月 札幌）
第13回日中韓特許庁長官会合（25年11月 札幌）
第11回ASEAN港湾保安専門家会合（26年2月 札幌）
第9回日米協会国際シンポジウム（26年9月 札幌）
- ・ 「国際会議等の北海道開催の推進に係る各省庁連絡会議」において北海道の取組を説明

◆ 道内で開催された国際会議の開催支援

- ・第8回日中韓賢人会議や第4回日中韓ユース・フォーラムなどの開催支援を行い会議の場を活用して北海道の魅力を効果的に発信（25年度）

◆ インセンティブ旅行（報奨旅行）の道内への誘致

- ・モデルプランやPRツールを作成したほか、視察旅行やセールス活動を実施（23年度）
- ・セールス活動（24年度 韓国 25年度 台湾、香港、シンガポール 26年度 各国へのプロモーション活動の中で実施（予定）するほか、MICE専門旅行博へ出展してPR（中国）を実施（24年度・25年度）

政策24

本道にとってメリットがある海外からの投資を促進するため、ルールや地域との調整の仕組みを確立

◇ 政策の展開方向 ◇

- 海外からの健全な投資の誘導のため、様々な相談に対応する窓口を設置するとともに、健全な投資を促すルールづくりや、地域と連携した投資支援サービスの受け皿づくりを進めます。



◇ 取組の概要 ◇

道内外での海外からの投資の実態や投資環境などについて事例調査を行ほか、健全な投資を促すため、24年度にマニュアルの整備や相談窓口を設置するとともに、各地域と情報共有を行う連絡会議を設置しました。

また、25年度に、海外の富裕層やビジネスパーソンを対象とした投資視察モデルツアーを実施し、地域の経済の活性化に寄与し、まちづくりと調和する海外からの投資がなされるよう取組を進めました。

◇ 主な取組 ◇

◆ 関係課によるワーキンググループの設置

- ・ 庁内関係課による情報共有と意見交換を行うワーキンググループを設置（23年10月設置 随時開催）

◆ 海外からの投資の実態や投資環境などの調査の実施

- ・ 道内外における海外からの投資の実態や投資環境などを調査（23年度）

◆ 健全な投資を促すルール（誘致の仕組み）や地域との調整の仕組みづくり

- ・ 検討会議の設置

外部有識者による検討会議を設置し、投資の種類や地域との連携、健全な投資を促すルール（誘致の仕組み）づくりを検討（23年10月設置 3回開催）

道内各地域との情報共有や意見交換を行う連絡会議を開催（24年度1回、25年度3回、26年度3回（予定））

- ・ 相談窓口の設置

関係機関の相談機能を活用して窓口を設置（24年度）

- ・ 対応マニュアルの整備（24年度）

投資先の市町村や商工団体が、まちづくりに関する地域の考え方や水資源条例に基づく取組、開発に関するルールや手続きを海外投資家に正確に説明するための対応マニュアルを整備（24年度）

◆ 海外投資視察モデルツアーの実施

- ・ 海外の富裕層やビジネスパーソンを対象とした投資視察モデルツアーを実施し、地域の関係者等とまちづくりの考え方や各種規制の内容等の説明、意見交換を実施（25年度）